

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

期間
9月21日
～30日

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を皆さんに呼びかけることを目的としています。
一人ひとりが交通ルールを守り、事故のない明るい地域づくりに努めましょう。

市民安全課交通防犯係 ☎23-2227

運動の基本 「高齢者の事故防止」

～高齢者の交通事故を防ぎましょう！～

- ▶ **高齢ドライバー(65歳以上)**は 天候が悪いときや体調がすぐれないときは運転を控えましょう。70歳以上の人は高齢運転者マーク(もみじマーク)をつけましょう。
- ▶ **歩行者**は 道路を横断するときは信号機や横断歩道を利用しましょう。電動車いすの人は、歩行者と同じルールに従い安全に通行しましょう。
- ▶ **自転車**は 急な進路変更はやめましょう。横断するときは必ず止まり、前後左右の安全確認をしっかりとしましょう。夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ▶ **夜間外出するときは** 夜間は事故が多いので、用事はなるべく明るいうちに済ませましょう。外出するときは、白っぽい服装を心がけ、反射材などを身に着けましょう。



毎月1、15日は「マナーアップ強化の日」
毎月15日は「自転車交通安全の日」
毎月22日は「飲酒運転根絶の日」

運動の3つの重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に子どもと高齢者を中心として)

▶ **歩行者・自転車利用者は** 夜間外出するときは白っぽい色の服や反射材を身に着けドライバーから見えるようにしましょう。歩行者は歩道(歩道がない道路は右端)を歩き、道路を横断するときは、必ず止まって安全確認をしましょう。自転車も反射材をつけ、必ずライトを点灯しましょう。

▶ **車の運転者は** 市内では、免許取得経過年数「10年以上」の交通事故が57%を占めています。自分の技術を過信することなく、安全運転を心がけましょう。夕暮れ時は、早めの点灯を心がけ、歩行者や自転車がいたら、徐行・一時停止を励行しましょう。

②後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの着用率が年々低下しています。乳幼児の事故原因で最も多いのは自動車同乗中の事故です。また、後部座席死傷者の大半はシートベルト非着用で、車外放出による死者も少なくありません。運転者の責任で子どもにはチャイルドシートを、同乗者にはシートベルトの着用を徹底しましょう。

③飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。ほんの一杯ぐらいという軽い気持ちで、かけがえのない命と幸福な生活を一瞬にして奪い去ります。

酒飲み運転追放「4(し)ない運動」の励行

- ①飲んだら乗らない
- ②乗るなら飲まない
- ③乗る人には飲ませない
- ④飲む場所には車を持ち込まない

交通安全教室を開催しています！

市では、交通指導員による交通安全教室を開催しています。手作りの紙芝居や寸劇、映画などで楽しみながら交通ルールを学びましょう。

対象：子供会、親子クラブ、老人クラブなど、主に子どもと高齢者

日時：月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時

*希望の開催日時、場所をご連絡ください。

市民安全課交通防犯係 ☎23-2227

10月1日完全施行

障害者自立支援法

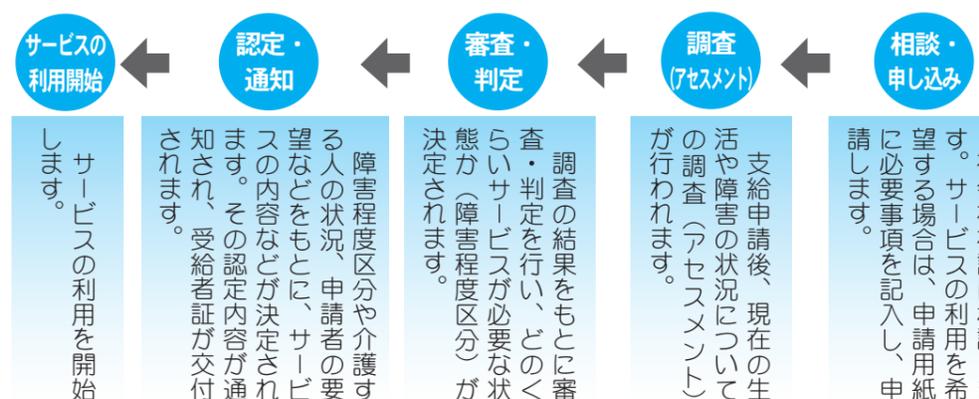
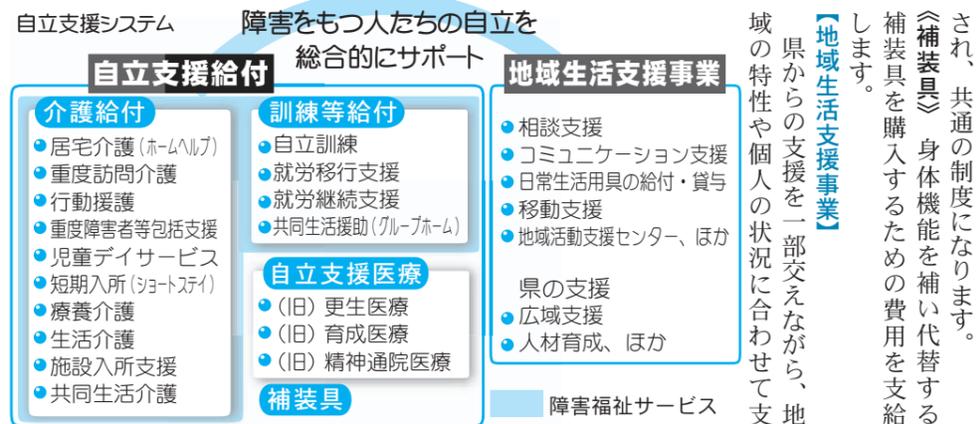
身近な地域で
安心して暮らせる社会の
実現と自立・共生を目指して

- ① 共通のサービスを提供
- ② 「もっと働ける社会」の実現
- ③ 身近な地域でのサービス利用
- ④ 公平なサービス利用のための手続きの明確化
- ⑤ サービス費用をみんなで支え合う制度

障害者の自立支援を目的とした新しい法律「障害者自立支援法」が四月一日から段階的に施行され、十月一日に完全施行されます。
これまで、身体・知的・精神に障害のある人の福祉支援については、各障害それぞれに法律が整備され、障害の種類や程度、年齢などにより、受けられるサービス内容が異なっていました。障害者自立支援法では、これらの制度を共通の体系に整理することで、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

自立支援システム

自立支援システムは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を柱として構成されています。
【自立支援給付】在宅や施設の介護サービスで、障害の程度区分により受けられるサービスが異なります。
【訓練等給付】適性に応じて、自立訓練や就労支援などを実施します。
*介護給付と訓練等給付を合わせて「障害福祉サービス」と呼びます。
【自立支援医療】これまで障害の種類や年齢で分かれていた「更生医療」、「育成医療」、「精神通院公費」が統合



障害者福祉サービスの申請
サービスを利用するには、利用者が市に申請し、市がその内容を審査し、支給が決定されます。
審査では、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するために、①障

障害福祉サービス 利用者負担額の上限
所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに負担上限が決められています。

区分(世帯の収入状況)	月額負担上限額	
市民税課税世帯	37,200円	
市民税非課税世帯	本人収入が年額80万円を超える人	24,600円
	本人収入が年額80万円以下の人	15,000円
生活保護受給世帯	0円	

利用者負担は、「定率負担」と「実費負担」に分かれます。
【定率負担】サービスの利用者負担は、利用料の一定の定率負担になります。ただし、所得ごとに月額上限額が設定されています。

【実費負担】施設での食費・光熱水費などは実費負担になります。これまた、障害の種類別ごとで異なっていた負担ルールが共通となりました。

詳しくはお問い合わせください。
社会福祉課障害福祉係 ☎23-2227